

機械設備工事共通仕様書（平成20年7月）一部改訂比較表

現行仕様書（平成20年7月）	一部改訂（平成24年9月）	備考
機械設備工事共通仕様書	機械設備工事共通仕様書	
第1章 総則	第1章 総則	
<p>第4節 施工管理</p> <p>1. 4. 9 出来形の管理</p> <p>受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、出来形の管理をしなければならない。</p>	<p>第4節 施工管理</p> <p>1. 4. 9 出来形の管理</p> <p><u>受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、規格値に則った出来形の管理を行わなければならない。</u></p> <p><u>なお、設計図書に定めがない場合は、監督職員の指示により出来形の管理をしなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、補修工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。</u></p>	<p>設計図書に記載がなくとも出来高の管理行う必要がある。</p>
<p>第5節 安全衛生管理</p> <p>1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、請負者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p>	<p>第5節 安全衛生管理</p> <p>1. 5. 2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者</p> <p>4 元方安全衛生管理者は、現場に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理しなければならない。</p> <p><u>なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。</u></p> <p>(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。</p> <p>(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及び品質管理室工事検査グループによる検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、請負者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。</p> <p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p><u>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあっては、他の技術者と兼務できない。</u></p>	<p>元方安全衛生管理者が他の技術者と兼務できない旨を明確に定義した（今までは内規にて運用）。</p> <p>元方安全衛生管理者代理者は、元方安全衛生管理者が不在時には、他の技術者と兼務できない旨を明確に定義した（今までは内規にて運用）。</p>

